

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和2年度8月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月度の受付台数は11,659台で前年同月比96.5%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「要重点点検」判定の改善予定の有無について

「要重点点検」判定の場合、報告書（第一面）4-2及び（第二面）6-8の【改善予定の有無】については、未記入でも受付していましたが記入するよう行政指導がありました。

改善予定がある場合は「有」にレ印を入れ改善予定日を記入して下さい。また改善予定が無い場合は「無」にレ印を入れてください。

なお、釣合おもり底部すき間など経過観察による「要重点点検」についても同様の扱いとなりますので注意願います。（この場合は「無」にレ印）

2. 「既存不適格」の前回誤報告を訂正する場合について

「既存不適格」を一度改善報告した翌年以降に誤報告が判明し、指摘無しから「既存不適格」に戻す報告書が提出されていますが、誤報告の詳細が記載されていないものが散見されています。一度改善報告した内容のどの部分が誤報告なのか、余白等に判りやすく記載するようお願いいたします。

3. 「窓口での報告書受付業務停止」について（再連絡）

新型コロナウイルス感染防止にむけ窓口対応時間の短縮（10：00～16：30）を行っていますが、現在も感染が収束していません。対応策として9月より当面の間窓口での報告書受付業務を停止させて頂きますので郵送等で送付頂くようお願いいたします。支払いについては後日協議会より入金依頼書をFAXさせて頂きます。

なお協議会郵便受けに直接投函されても紛失等の場合の責任は取りかねますのでご承知おき下さい。また報告書の訂正や相談については、従来どおり窓口で対応させて頂きます。

4. 「昇降機等定期検査実務要綱・昇降機定期検査報告書作成要領の配布」について

今年度の「昇降機等検査員地域講習会」は新型コロナウイルス感染防止の為、参加人数を少なくして開催することとしています。このため「昇降機等定期検査実務要綱」等を要望される会社があると思いますが、その場合は添付の「実務要綱・作成要領 申請書」をFAXするようお願いいたします。なお申請数が多い場合は調整させていただく場合があります。また送料については着払いとさせていただきますので了承願います。

以上